

飯能市建設工事総合評価審査委員会条例

平成26年3月25日

条例第5号

(設置)

第1条 市が発注する建設工事の請負契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行うに当たり、中立かつ公正な審査及び評価を行うため、飯能市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準に関すること。
- (2) 総合評価競争入札における落札者の決定及び技術提案の評価に関すること。
- (3) 総合評価競争入札に係る苦情に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係する事項を審議する場合には、議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。